

普通肥料の公定規格の設定又は変更に係る食品健康影響評価の方針

肥料・飼料等専門調査会では、普通肥料（特定普通肥料を除く。）の公定規格の設定又は変更に係る食品健康影響評価にあたっては、次のように行う。

1 評価する必要がある成分

評価対象とする成分は、原則として普通肥料中の有害成分とされている重金属とし、肥料取締法（昭和25年法律第127号）において採用されている「含有を許される植物にとっての有害成分の最大量」の基準値に照らし合わせて評価する。

ただし、新しい科学的知見が得られ、成分を見直す必要が生じた場合には、適切に対応する。

2 審議資料は次に掲げるものとし、必要に応じて補足資料を求める。

- (1) 肥料の概要
- (2) 原料及び製造方法に関する事項
- (3) 規格に関する事項
- (4) 施用方法に関する資料
- (5) 栽培試験

ただし、1において成分を見直した場合には、適切に審議に資する資料を見直すこととする。